

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『商業・サービス業者等が設備投資を行う場合の税制措置を知りたい』

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

商業・サービス業者等が、経営の改善に資する設備を導入した場合、特別償却又は税額控除の適用を受けることができます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等(※1)又は常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

※1 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等であっても、次の法人等は本税制の適用を受けることができません。

- ①大規模法人(資本金又は出資金の額が1億円超の法人、大法人(※2)の100%子法人(※3)等)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③適用を受けようとする事業年度における平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える法人(※3)
- ④認定経営革新等支援機関等に該当する者

※2 資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社(常時使用する従業員が1,000人超のもの)又は受託法人

※3 平成31年4月1日以降に開始する事業年度決算から適用されます。

対象となる設備

認定経営革新等支援機関等から、経営の改善に資するものであるとの指導を受け、売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて確認を受けて取得した器具備品(1台30万円以上)、建物附属設備(1台60万円以上)であって、指定事業の用に供するものが対象になります。

※ 中古品、貸付の用に供する設備は対象外です。

<指定事業>

卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、映画業、サービス業(教育・学術支援業、協同組合、他に分類されないサービス業(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他事業サービス業)、農業、林業、漁業、水産養殖業

注) 風俗営業に該当するものは、①料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で生活衛生同業組合の組合員が営むもの、②宿泊業のうち旅館業、ホテル業で風俗営業の許可を受けているもの、以外は指定事業から除かれます。また、性風俗関連特殊営業に該当するものも指定事業から除かれます。

措置の内容

取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除の適用を受けることができます(ただし、資本金又は出資金の額が3千万円を超える法人は、特別償却の適用のみ受けることができます)。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引により導入した設備は、税額控除の適用のみ受けることができます。

手続の流れ

- (1) 税制の適用を受けるためには、認定経営革新等支援機関等(認定経営革新等支援機関、商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会等)から、経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受ける等の手続きを行って下さい。
- (2) 確定申告書等に必要事項を記載し、経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の写しを添付した上で最寄りの税務署に申告して下さい。

適用期間

令和3年3月31日まで

お問い合わせ先

国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口、認定経営革新等支援機関等